

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	金丸 寛 君	副委員長	清水 和弘 君
	加藤 敬徳 君		清水 正二 君
	芥藤 芳夫 君		内藤 久歳 君
	藤原 正夫 君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

議長	長谷部 集 君	副議長	小澤 重則 君
	秋山 照雄 君		横山 洋介 君
	金丸 幸司 君		滝川 美幸 君
	五味 武彦 君		赤澤 厚 君
	山本 英俊 君		

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	下 笹 俊彦 君	上下水道部長	古 屋 正彦 君
建設課長	樋 口 充 君	都市計画課長	箭 本 太 君
農林振興課長	小 澤 明 君	上水道課長	小 林 信生 君
下水道課長	寺 島 信 君	建設総務係長	森 田 公 君
建設管理係長	保 坂 俊和 君	建設土木係長	芳 賀 康貴 君
まちづくり 推進係長	堤 貞治 君	整備係長	小宮山 尚 君
緑化推進係長	志 田 さか江 君	農林総務係長	久 保 欽一 君

農林振興係長	小宮山 厚 君	農林管理係長	森 川 嘉 亮 君
農業委員会 事務局係長	高 須 秀 樹 君	上水道総務長	望 月 新 路 君
下水道総務 係長	小 松 利 也 君	下水道施設長	中 島 茂 樹 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩 下 和 也	書 記	興 石 文 明
書 記	中 込 美 智 子		

審査内容

1 条例等審査

議案第75号 市道路線認定の件

議案第73号 指定管理者の指定の件〔甲斐市コミュニティーホール双葉〕

議案第74号 指定管理者の指定の件〔甲斐市双葉農の駅〕

議案第64号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第69号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

3 「竜王駅魅力発信協議会との意見交換会」の意見集約について

4 その他

開会 午前 9時30分

○書記（中込美智子君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

ただいまより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに金丸委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 改めまして、おはようございます。

昨日より非常に朝、冷え込みが厳しくなってきました。風邪を召されている方もいらっしゃるようですので、30年の最後の定例会、昨日より始まったわけなんです、健康には十分留意されまして乗り切ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（金丸 寛君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。

甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等審査を行います。

議案第75号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は現地調査を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、お諮りいたします。本件は、お手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、委員派遣承認要求書は、委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当より説明をお願いいたします。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） 改めまして、おはようございます。

それでは、市道路線認定につきましてご説明をさせていただきます。

議案第75号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、本定例市議会において議決をお願いするものでございます。

議案集59ページ、位置図につきましては、議会資料43ページから46ページになります。

議案集59ページで説明をさせていただきます。

今回認定をお願いする路線につきましては7路線になります。10月25日に開催されました常任委員会で、既に路線番号1550及び617の2路線につきましては、現地視察をしていただいておりますので、本日は残りの路線番号315、路線番号316、路線番号317、路線番号318及び路線番号1551の5路線について現地視察をお願いし、さきに視察していただきました路線と合わせ7路線について認定をお願いするものでございます。

本日確認をお願いいたします路線につきましては、59ページの中段にございます路線番

号315北浦宅造1号線、路線番号316北浦宅造2号線、路線番号317北浦宅造3号線、路線番号318地蔵原宅造5号線及び路線番号1551大曲宅造6号線の5路線をお願いいたします。

位置図は、議案資料の45ページ、46ページになります。

本日確認していただく路線につきましては、下今井字北浦地内、竜地字地蔵原地内、長塚字大曲地内の5路線で、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の路線認定でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

質疑については、現地調査の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前10時50分

○委員長（金丸 寛君） 多少予定の時刻より若干早いですけれども、会議を再開します。

現地調査、大変お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。

先ほどの現地調査を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどのところで公園の部分だけでも、ほかのところにも行って、一応指摘をした分もあるんだけれども、あそこにベンチの設置はしてあるんだけれども、あれについては業者がやることだと思っただけでも、公園となれば今後、市が管理していくということになると思うので、その辺についても今後ちょっと検討して、一つの指導じゃなくても、公園にふさわしい景観も含めて、あれでは、コンクリのあれをただ置いただけというような感じなので、座りたくなるような、そういったものもちょっと考える必要もあるんじゃないかなということを感じたので、今後そういう指導の中で、業者に対してやってもらいたいなというふうに思うけれども、その辺はどう。

○委員長（金丸 寛君） 下笹部長。

○建設産業部長（下笹俊彦君） 開発区域内の公園というふうなことで、もちろん指導する中でそういったお話もさせていただきながら、今後、気をつけていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第75号の質疑を終了します。

これより議案第75号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願ひます。

以上で議案第75号 市道路線認定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時57分

○委員長（金丸 寛君） それでは、会議を再開します。

次に、議案第73号 指定管理者の指定の件を議題とします。

担当より説明をお願いします。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 最初に、皆様には、時間のほうにおくれまして大変申しわけございませんでした。以後、ちゃんと待機して、時間には入るようにいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、農林振興課から議案第73号 指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

議案書55ページ、議会資料につきましては37ページをお願いいたします。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、名称、甲斐市コミュニティーホール双葉、位置、山梨県甲斐市岩森211番地でございます。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、所在地、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地、名称、梨北農業協同組合、代表者の氏名、代表理事組合長澤井實でございます。

3の指定管理期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日であります。提案理由。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものであります。

次に、議会資料で補足説明をさせていただきます。

議会資料のほうになります。37ページをお願いいたします。

1の対象施設につきましては、甲斐市コミュニティーホール双葉でございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては、来年3月末の指定管理期間満了に伴いまして、再度更新するものでございます。

2の公募形態につきましては、非公募とさせていただいております。

3の指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日の3年間としてございます。

4の検討結果につきましては、平成30年5月29日の指定管理者導入検討委員会において、本施設に指定管理制度を継続するか、あわせて特命指定として引き続き梨北農業協同組合とするか検討がなされた結果、引き続き特命指定として、指定管理者である梨北農業協同組合を指定管理者とする結論とされたものでございます。

5の仮協定書の締結でございますが、本定例会において指定管理者の指定について議決さ

れるまでの間ということで、先般11月8日付で仮協定書を締結の上、地方自治法の規定に基づきまして、今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

7の基本協定書の締結でございますが、今議会で議決をいただいた後に基本協定書を締結いたしまして、来年4月から新たな指定管理期間として管理運営をお願いしていくこととしております。

次に、議会資料をめぐっていただき、38、39ページに基本協定書の基本事項がございますが、4の指定管理者が行う管理業務の範囲といたしまして、（1）管理施設の利用許可に関する業務、（2）管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務、（3）管理施設等の維持管理に関する業務、（4）として、前各項に掲げるもののほか、市、または指定管理者が必要と認める業務となっております。

5の管理施設の改修費用等につきましては、（1）として、管理施設の改造、増築、移設につきましては、市の費用と責任において実施するものであります。（2）といたしましては、管理施設の修繕については、1件につき100万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとなっております。

6の情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律及び条例、また、甲斐市情報公開条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の扱いにつきましては、備品等は無償で貸与し、備品等の修繕については、1件につき30万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施し、備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、協議により市の費用で当該備品等を購入、または調達することとしております。ただし、指定管理者は、故意、または過失により毀損、滅失したときは、必要に応じて当該備品等を購入、または調達しなければならないとしております。

8の業務実施に係る市の確認事項につきましては、指定管理者は、毎年、毎年度終了後60日以内に、業務の実施状況、利用状況、収支状況、自主事業の実施状況などの業務報告をいただくこととしております。

9の利用料金収入の取り扱いにつきましては、本施設の利用料金は、指定管理者の収入とするものであります。

なお、本施設におきましては、従前と同様、指定管理料等からの支出はございません。

以上、甲斐市コミュニティーホール双葉の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） この内容の中で指定期間とかあるじゃないですか。これがもう平成というのが来年で変わるというか、元号が。これでいくと、例えば元号変わるから、契約してもまたその契約書をつくり直すという格好になるわけじゃないですか。だから、そこら辺のところの表記というのを勘案して、西暦表記にするとかしたほうが適切じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○委員長（金丸 寛君） 下笹部長。

○建設産業部長（下笹俊彦君） 平成が今年度で終了するというふうなことで、来年からは、まだ元号のほうの発表もございませんが、この指定管理も含めて行政の関係については、まだ統一した見解が出ていませんので、また統一した見解の中での扱いをさせていただきたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 契約のほうで、総務のほうのあれもあると思うんですけれども、そういったことをまた検討してください。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第73号の質疑を終了します。

これより議案第73号 指定管理者の指定の件について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第73号を終了します。

次に、議案第74号 指定管理者の指定の件を議題とします。

担当より説明をお願いします。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） ありがとうございます。

引き続き、議案第74号 指定管理者の指定の件について説明させていただきます。

議案書は、めくっていただき57ページ、議会資料につきましては、40ページをお願いいたします。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、名称、甲斐市双葉農の駅、位置、山梨県甲斐市宇津谷1746番地でございます。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、所在地、山梨県甲斐市宇津谷1764番地、名称、双葉農の駅企業組合、代表者の氏名、代表理事猪股俊公でございます。

3の指定管理期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日であります。提案理由。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものであります。

次に、議会資料で補足説明をさせていただきます。

議会資料40ページをお願いいたします。

1の対象施設につきましては、甲斐市双葉農の駅でございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては、来年3月末の指定管理期間満了に伴いまして、再度更新するものでございます。

2の公募形態につきましては、非公募とさせていただきます。

3の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間としてございます。

4の募集及び審査の経過でございますが、本年9月27日に申請書類が提出され、10月9日に書類審査を行いました。10月18日に指定管理者選定評価委員会において、第二次審査及び最終審査を行い、11月2日に指定管理者選定評価委員会の公募者選定の報告書が市長に提出され、指定管理者の候補者の決定通知を送付いたしました。

5の仮協定書の締結でございますが、本定例会において指定管理者の議決がなされるまでの間ということで、先般11月9日付で仮協定書の締結の上、地方自治法の規定に基づきまして、今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

7の基本協定書の締結でございますが、今議会で議決をいただいた後に基本協定書を締結いたしまして、来年4月から新たな指定管理期間として管理運営をお願いしていくこととしております。

次に、資料の41ページ、42ページに基本協定書の基本事項がございますが、4の指定管理者が行う管理業務の範囲といたしまして、（1）管理施設の利用許可に関する業務、（2）管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務、（3）管理施設等の維持管理及び運営に関する業務、（4）として、市、または指定管理者が必要と認める業務となっております。

5の管理施設の改修費等につきましては、（1）として、管理施設の修繕、改造、増築、移設については、原則として市がその必要性を判断するものとし、実際に際しては両者協議して実施するものであります。（2）といたしまして、管理棟施設の修繕等については、1件につき50万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとなっております。

6の情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律及び条例、また、情報公開条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の扱いにつきましては、備品等は無償で貸与し、備品等の修繕につきましては、1件につき10万円未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施し、備品等の更新、新規購入は、市が主たる責任を負うということとしております。

8の業務実施に係る市の確認事項につきましては、指定管理者は、毎年、年度終了後60日以内に、業務の実施状況、利用状況、収支状況、自主事業の実施状況などの業務報告をいただくこととしております。

9のモニタリングにつきましては、管理業務の実施状況に関して年次事業報告書として記録すること、利用者へのアンケート調査を実施すること、管理業務の実施状況に関する自己評価を実施することを定め、市は随時、指定管理者に対して管理業務の実施状況について説

明を求め、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、業務改善について勧告し、または指示をすることができるとしています。

10の指定管理料の支払いにつきましては、従前と同様、市は指定管理者に対して本業務実施の対価としての指定管理料は支払わないとしております。

11の利用料金収入の取り扱いについては、本施設の利用料金は、指定管理者の収入とするものであります。

最後に、12として違約金について定めております。

以上、甲斐市双葉農の駅指定管理者の指定につきましてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

清水正二委員。

○委員（清水正二君） 9番のモニタリングなんですけれども、管理業務の実施状況に関しての年次報告書として記録することということと、市は随時、指定管理者に対して管理業務の実施状況について説明を求め、必要があると認めるときは、指定管理者に対して業務改善について勧告し。この状況を報告し記録するというので、市が要請すればその状況を説明するという形なんですけれども、その報告というのは、そういう形でないといけないことになるんですか。市のほうでしないと、報告というのはないという形になるんですか。その記録はどういった形で市のほうで対処しているんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらのほうにありますとおり、年に1回報告書を上げるということになっていまして、その下のほうにも随時とありますけれども、そういった形で報告書については、協定を結ぶ中で実績報告書という形で提出をしていただいております。また、それに基づいて、毎年、企画のほうになりますけれども、指定管理者のほうの評価委員会というのがございまして、その報告書をもとに評価のほうを行って、評価結果をまた指定管理者のほうにお伝えするというような形で、中身を指摘されたことについては業務改善していただくように、その中で指導しているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 清水委員。

○委員（清水正二君） それで、要するに業務改善とかそういったことを、その次の業者のア

ンケート調査の実施とあるんですけれども、利用者の中にはいろいろのものがあると思うんですけども、アンケートという中で、そのアンケートをどの程度実施、今までされているんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 農の駅につきましては毎年行っておりまして、内容的には、性別、年代、住まいと、直売所を利用したことがあるか。また、利用した人はどの程度使っているか。また、当店を利用する理由はということで、価格とか、鮮度とか、安心・安全とか。あと、どんな点に注意し購入されますかとか、あと、店内の様子はいかがかということで、満足、やや満足とか、従業員の接客態度はいかがですかということで、満足、やや満足というような項目で調査のほうを毎年行っているところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 清水委員。

○委員（清水正二君） その内容というのは、当然、アンケートをとれば、業務改善であるとか、いろいろな形のサービスについてとかいろいろあると思うんですけれども、そういった内容の中で、アンケートの報告を受けて指摘して、そのものというそういう形というのは、今までにも経過としてあるんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今年度は改善されましたが、こういったアンケートの中で、農の駅につきましては、食堂の横にトイレがあるんですけれども、トイレのにおいがちょっと気になるのではないかなというようなアンケートがありましたので、昨年、その辺も改善のほうをお願いしたところ、今年度についてはその辺改善されて、そういったアンケートのほうも声はなくなったところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 3番目に業務に関する自己評価の実施とあるんですけれども、農の駅のほうでは自己評価としてどのような評価をされているんですか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 評価という形で、指定管理者から評価シートのほうを、実績報告書のほうを上げてもらう中で、計画等については、利用時間はどうやっているかとか、適正な人事を行っているかとか、利用者アンケートの実施はいつやっているかというような形で上げてもらっておりまして、農の駅につきましては、そういった結果に基づいて、年に、2カ月に一遍ぐらいになりますけれども理事会のほうを開いて、その中でそういったアンケ

ート結果についてもそれぞれ協議しながら改善等をしていただく内容を協議していただいているような状況だと思います。

○委員長（金丸 寛君） 清水委員。

○委員（清水正二君） やっぱり地産地消ですし、また内外にも市内の特産物を広めるという意味でも、そういった形の中でぜひ管理と指導をお願いしたいと思います。前は双葉の議員さんもおられたんですけども、今いないんで、あえて要望しておきます。

○委員長（金丸 寛君） 要望で。

○委員（清水正二君） はい。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 5番目の管理施設の改修費用等のことでお伺いします。

1件につき50万未満は自分たちの負担となるんですけども、この前にあったコミュニティーホールはRCの建物で、そんなにあれなんだけれども、もうこの建物、かなりの年数がたっていて、前のときかな、ちょっといろんところが修繕ということを知ったんですけども、この50万未満のところをこの期間中に何回ぐらい改修したかは、おわかりになりますか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 昨年中、台所のところの水回りがちょっと故障がありましたので、そちらの修繕をしていただいたところでございます。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そういうふうなものが重なってだんだん。今回、これがまた来年から3年間継続するわけですけども、その中で、中に50万を見積もってもうちょっとあれすれば、市の負担が少なくなるというようなことを聞いたんですけども、そういうのも建物ですから水回りいろいろあるわけですけども、例えば一遍にまとめて50万限度を越すということになる工事を、私がこんなことを言うのもあれですけども、狙ったらどうですかというようなことを、指導というか、あれしたことがあるんですけども、そういう場合、市としては、例えば50万以上になると、全部が、負担を市が持つという考え方と思うんですけども、その点について、今後は農の駅の、猪股さんというんですけども、その人たちに、そういうことが何件か、だんだん建物が古くなると回数がふえるんですけども、市としてはそういう理解が得られるかどうか、ちょっとお聞きをしたいですけども。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 修繕につきましては、委員がご指摘のとおり、こちらのほうも古い建物になってきておりますので、今後もいろいろ発生することも想定されるんですけども、そういったことも想定いたしまして、今年度現在までのこちらの改修費用等のところにつきましては、1件につき100万円になっていました。今回のこの基本協定から50万円に下げたというのは、そういうことも含めまして100万円から50万円ということで改正をさせていただいておりますので、やはり100万円よりも50万円になった分、市のほうが回収する回数も今度多くなると思いますので、その辺も今後、また、農の駅のほうとも協議しながら、内容については判断してまいりたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、わかりました。

7の備品購入については、3年間のうちにありましたか。細かい話で申しわけない。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 3年間にはございませんでした。

○委員（藤原正夫君） よろしいです。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 一番最後、違約金のことをちょっとお伺いします。

あつてはならないし、あるとは思いますが、一応念のためにお聞きしたいと思うんですが、違約金を支払わなきゃならんと。具体的には違約金というのは提示されているものですか。ケース・バイ・ケースであろうかと思うんですが、この辺の規定というのは、具体的な金額あるんでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） また、調べてご報告をさせていただきたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ついでに調べてほしいのは、では、1年経過した後、急にやめたい、

辞退したいといった場合の違約金の規定だっていると思うんですよ。この辺も今わからないんであれば、後ほどの答弁で構わないんですが。

○委員長（金丸 寛君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 基本的に農の駅につきましては、指定管理料なしでやっていますので、通常、指定管理料をお支払いしていれば、それに対して出てくる可能性はあるんですけども、契約後については、多分ないと思いますけれども、そこもあわせて報告をさせていただきますと思います。

○議員（五味武彦君） お願いします。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

これより議案第74号 指定管理者の指定の件について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第74号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、議案第64号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件を議題とします。

担当より説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。よろしく願いいたします。

甲斐市上水道条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案集は15ページになります。よろしく願いいたします。

議案第64号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件についてでございます。

内容につきましては、後ほど資料のほうで説明させていただきますが、一番下の欄になります提案理由でございます。

甲斐市水道事業において、老朽化した水道施設の更新事業及び耐震化事業を推進していくため、健全経営の確保を目的に水道料金を改定する必要がある。これがこの条例を提出する理由であるということでございます。

それでは、お手数ですが、資料のほうの21ページをお願いいたします。

甲斐市上水道条例の一部改正の概要になります。

まず、改正の趣旨であります。

甲斐市水道事業につきましては、平成27、28年度に策定した水道ビジョン、経営戦略及びアセットマネジメント計画に基づき、健全な事業経営を進めているところであります。しかし、水需要は、節水機器の普及や節水意識の高まりにより減少傾向にあり、また、本市人口ビジョンの将来的な人口は減少が進むと予測されており、それに伴い給水人口も減り、給水収益も減少していくと見込まれております。さらに本市の水道施設は、水道事業拡張期の昭和40年代から50年代に多く建設されており、順次、老朽化に伴う管路などの施設更新時期を迎えつつあります。その対応が課題となっております。今後、水道施設の更新や自然災害等に対応する耐震化事業などを計画的に行うためには、財源の確保が必要であり、また、将来にわたり、水道事業の安定した健全経営を目指すため、水道料金の改定をお願いするものでございます。

次に、改正の要旨でございます。

1、料金関係、①基本料金及び超過水道料金。条例改正箇所は第26条第1号となります。現行料金から平均27%、基本料金30%、超過水道料金は18から30%と引き上げさせていた

だくものです。

表をごらんください。

料金の改定内容となります。

1カ月にかかわる料金内容となります。なお、消費税は含まれておりません。

まず、専用共用給水装置、一般用になりますが、基本料金10立米までが650円が860円に、超過水道料金、これは1立米当たりの単価になりますが、11から20立米までが99円から129円、21から40立米までが121円から151円、41から60立米までが143円から173円、61立米以上が165円から195円にするものです。

特別給水装置、臨時用等でございますが、基本料金10立米までが2,640円が3,350円に、超過水道料金、11立米以上が165円から195円に引き上げをさせていただくものであります。

なお、施行は来年6月1日以降の水道メーター検針にかかる料金から適用となります。

それでは、22ページをお願いいたします。

1、料金体系比較となります。

水道料金は隔月請求となりますので、前ページの1カ月分のものを2カ月計算としたものです。基本料金は水量及び料金が2倍となっており、超過水道料金は水量の幅が2倍、料金は単価でありますので、そのままとなっております。

2、水道料金比較であります。

この表は、口径13ミリ、2カ月使用、メーター使用料120円、消費税8%込みで作成しております。ゼロから20立米までの基本料金は、現行の1,555円から1,987円に改正させていただき、432円の引き上げとなるものでございます。あと5立米ごと100立米まで作成ありますので、ご一読ください。

表の下、米印をごらんください。

本市の13ミリの平均使用水量は、2カ月で36立米であり、この場合、現行3,265円に対し、改正案では4,216円となり、951円の増額となる見込みであります。

23ページは新旧対照表となりますので、後ほどご一読お願いいたします。

以上が議案第64号 甲斐市上水道条例の一部改正の件の説明になりますが、市民に対しご負担をかける水道料金の引き上げに関する条例改正となりますが、趣旨をご理解の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけ。

非常に値上げということで大変なことだと思うけれども、これは過去にも委員会で言ったかもしれないけれども、周知徹底というか、そういうものをやっぱり丁寧にやっていく必要があると思うんです。その辺のところを、今後どんな、値上げまでにやっていくか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） それが大事だと心得ております。今議会において議決をいただいた折には、1月号にはちょっと間に合いませんが、2月号の広報と一緒に、水道事務所で甲斐市のうまい水だよりというものを出版しております。それで、改正になりますという特別号を2月に出版したいと思っています。あと、その間においては、ホームページ等々と広報にも載せたりしますが、あと検針票のところの一部コメントを入れられるところがありますので、そこでも、全部は全部、内容は難しいんですが、改正になりますというような形のもの、あとはホームページ等を見てくださいますぐらいの文言を入れたいと。あと、新年度になりました6月検針分からということになって、実際の徴収はその翌々月の8月ぐらいが締めになるんですが、6月にもう一回、うまい水だよりで、こういう状況になっておりますのでという広報をしたいと思っています。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと料金の徴収とか、そういうのは委託してあるんですけども、値上げに関して、委託する上において何か変化とか、そういうものは特別ないですか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 料金の委託については、今年度の当初から、フジ地中が第2期目の5年間という形で契約しておりますので、その金額等は変更等はございません。

あと、システムのほうも改修のほう、ある程度対応しますが、若干はもしかしたら出るかもしれませんが、そういう対応できる状況になっておりますので、特段大きな出費というのはないと思っています。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ちょっと非常に間の悪い時期の条例改正、値上げということかなと感

じています。というのは、この間、委員会の説明でも、数年先にはまたというような可能性も秘めているという話があったやさきで、国のほうで広域化だとか民営化だとか盛んに騒いでいる状況の中での値上げということに関して、やっぱり国が、また、あるいは県との話によっては、また条例改正が出るのかなど。それがいつになるのかは、もしかするとすぐかもしれないという可能性を秘めているわけなんだけれども、その辺のことは、そうなったらそうなったでしょうがないなということなんでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 今回の料金の値上げというのは、あくまでも、私どもが今の状態、自前で水道事業を運営していくためには、財源としてこういう料金の値上げをして確保させていただきたいという考えの中で、今回、条例を出させていただきました。今の国のほうで可決になりましたが、水道法の改正ということでテレビでも民営化云々というお話がかなり出ていますが、まずは私どもとしては、担当としてはそこまでは考えていない。広域化云々についても、ずっと国とかは、しなさい、しなさいなんていう話があるんですが、私どもの経営が大赤字で、どこかとくつつかないとやっていけないよという状況ではございません。今回、ここで料金を上げさせていただければ、将来的にある程度安定していけるという見込みでございますので、早急に広域化とか、そういう必要性は感じていないところでございます。

ただ、国のほうで水道法改正になって、その中でどういうことをしなさいということであれば、ある程度そういう形の方は対応しなきゃいけないと思っておりますが、今現在で早急に、水道法が改正になったので、私どもがいろいろそれに対応するということはないと思っております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） ということは、改正になっても、今の現状はできるだけ維持するということの答弁のようだけれども、殊、広域化に関してだけ言うと、やっぱり同じ市の中で甲府と2つに分かれているわけなもので、そこは甲府のほうが譲らないとか、こっちがどうか、いろいろな事情があるのは十分承知しているんだけれども、やっぱり平等という部分のものの考え方でいくと、甲斐市が上げると、今度、甲府も上げてくるというような可能性は考えられませんか。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 甲斐市が上げたから、甲府が、じゃ、うちもなんていうのは、ちょっと私にも回り切れませんので、そちらの甲府さんが上げるかどうかはちょっとわからない状況でございます。すみません。

○委員長（金丸 寛君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） そういうためにも、できればよく話し合っ、広域化を前提にいろいろ考えていくという協議を甲府とすべきというふうに私は思うんだけども。

○委員長（金丸 寛君） 古屋部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） ただいまご質問いただいています、甲府とかそういったところの関係と連携を組んでいく、協議をするかというところですけども、改正されまして、これから広域化の協議がされる段階になってくるかと思っておりますけれども、今の段階ではまだその状況にありませんので、そういったところを、そういう動きがあつて、県を中心にそういう広域化の協議を進める段階になって、徐々に進めていくような形になろうかと思っております。以上です。

○委員長（金丸 寛君） 清水正二委員。

○委員（清水正二君） 私は違った観点で、このタイミングです。値上げのタイミング。というのは消費税の値上げが、今の状況だとあると思うんですけども、6月の検針からであればですね。それからすぐにまた消費税の値上げというふうな形になってくるので、その間の、やっぱりこれはこれでもって、例えば今、言われた広報であるとか、周知はできると思うんで、すぐ追っかけ消費税、またそういうものが出てくるじゃないですか。そういったところの対応というか、非常に難しいタイミングだなと思うんですけども、その支払いが、検針をした上、これでいくと、例えば偶数月であれば、6月が8月、8月が10月となるじゃないですか。そのときになった場合に、請求した場合に消費税がアップしたときに、そのものというのは、支払うときに消費税のアップの分が発生するのか、検針のときの分で、例えば10月の検針であれば、というのは要は8月、9月という形になるよね。それが消費税のアップに結びつくのかどうかという、非常にわかりにくいところなんだけども、そういった値上げのそのものが、6月にやった分と消費税のそれが近いので、非常にタイミング的にどうかなと思うんですけども。

○委員長（金丸 寛君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 消費税が上がるというのは、政府のほうで来年10月を予定しているというのは前々からありましたので、一応その論議もさせていただいたんですが、最

終決定まではっていないということですよ、消費税のあれが。不確定な要素があるので、それに合わせていろいろやるまでは必要ないじゃないのかなという結論になりました。今回2%、8が10%になる予定ではございますが、仮に基本料金で、改正した後の料金でいきますと、2%上がって約37円ほどのアップになると。一般家庭で4人家族、大体60立米ぐらいになるんですが、その場合においても150円程度のアップなので、そんなには影響はないんじゃないのかなという形の中で。逆に言うと、消費税アップと合わせてやると、二重のアップという形になるので少しずらすという格好の中で、今回の6月1日以降の検針と。

6月1日以降検針という言葉にしたのは、本来は4月なんです。4月の検針したものまでは旧の料金で、そこから今度、ゼロから新料金の水量が発生して、それが確定するのが6月の検針という形になりますので、新年度から使っていただくものについては新しい料金でいただいて、そういう切りがいいんじゃないのかという形で、今回、6月1日以降の検針という設定をさせていただいたので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金丸 寛君） 古屋部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） 今の消費税の関係につきましては、最終的にその動向を見ながら、いずれにしても市民の皆様にはわかりやすい説明をした中で、周知をして、図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

これより議案第64号 甲斐市上水道給水条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第64号を終了します。

以上で条例等の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、議員の入れかえを行います。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） それでは、そのようにいたします。

審査に入ります。

議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

初めに、建設課より、8款土木費、1項土木管理費及び繰越明許費について一括で説明を求めます。

樋口建設課長。

○建設課長（樋口 充君） 先ほどは市道認定路線の現地視察、ありがとうございました。

建設課から補正予算について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案の20、21ページ、補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

中段下の8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について説明をさせていただきます。

補正前の1億8,026万2,000円に対しまして100万円の増額補正をし、補正後の額が1億8,126万2,000円になるものでございます。補正額の財源ですが、一般財源100万円の増額でございます。

内容ですが、17ページをお願いいたします。

説明欄12土木総務事業の100万円につきましては、急傾斜地崩壊対策事業について、現在、山梨県が工事施工をしております前屋地区において、集中投資による工事費の増額により、県への負担金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費について説明をさせていただきます。

議案の22ページ、補正予算説明書の22ページをお願いいたします。

中段、8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持改良費、橋梁長寿命推進事業につきましては、鳥居坂橋補修工事及び塩登橋補修工事において、県との河川占用協議に不測の日数を要したことから年度内の完成ができなくなったため、工事請負費1,400万円を翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回の繰越明許の中で県とのという説明あったんだけど、これについては、県のほうで進行上できなかったから繰り越しするというので、その経過というのもちょっと説明してくれる。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 現在、鳥居坂橋の設計委託を業者のほうと委託を結んでいまして、今月中旬に一応委託のほうは完了してくる予定なんですけれども、その中で県との河川協議の中で、いろいろ協議があって委託の完成が出てくるわけなんですけれども、来年の1月ぐらいには工事の発注をさせていただきたいと考えておるんですけれども、工事の期間が、ちょっと6月から10月までの間は取水期で工事ができないという部分がございまして、一応翌年度に繰り越しをお願いしたいと考えたところであります。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 市としては年度内にやりたいという思いもあって、県との関係の中で

事業ができなかったという結論ということだよね。こういうのというのは、事業をやっていく上で、あくまでも県の判断によって市が振り回されるといって語弊があるかな、そういう格好になってしまうんだけど、そういうことに関して年度内に事業が終わるようにという、皆さん努力はしていると思うんだけど、当然、こういう橋梁寿命というのは、やっぱり予算を持った以上は年度内に完成させるということが大きな目的で、1年ずれるとまたずれていくというふうな格好になるので、その辺のところは、今後、努力してもらっているとは思いますが、計画した事業は年度内という目標を持ってやってもらいたいなと思うんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（金丸 寛君） 樋口課長。

○建設課長（樋口 充君） 私どもも一応県のほうへ行きまして、なるべく早く協議を済ませて工事のほうに取りかかりたいと言っておりますけれども、今後は、極力、県のほうと協議のほうを進める中で、工事のほうはさせていただきたいと考えております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、建設課関係の質疑を終了します。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費及び繰越明許費について一括で説明を求めます。

箭本都市計画課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。引き続きよろしくお願いた

します。

それでは、都市計画課から12月補正予算及び繰越明許につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、歳入予算の補正であります。

議案書につきましては、18、19ページになります。補正予算説明書は6、7ページになります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金のうち地方創生道整備推進交付金を、994万円減額補正させていただくものであります。

内容につきましては、今年度末に完成となります塩崎駅周辺整備事業を、地方創生道整備推進交付金を活用して実施してまいりましたが、今年度の国への要望額に対しまして交付決定額が減額となったことから、補助金額を減額補正させていただくものでございます。

次に、繰越明許費の補正についてであります。

議案書につきましては22ページ、補正予算説明書は、同じく22ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費の幹線道路整備事業につきましては、現在、市道新町本線の道路改良工事を、用地買収が完了した箇所から実施をしておりますけれども、補償物件の移転に不測の日数を要することとなったことから、年度内での工事完成が困難になるため、工事請負費1,337万円を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、8款土木費、4項都市計画費、5目公園建設費の公園整備事業につきまして、工事請負費9,680万円を繰り越しさせていただくものでございます。

内容につきましては、6月議会にて補正させていただきました赤坂台総合公園園路改修工事に係るものでございまして、設計業務を行ったところ、限られたスペースでの工事となることから、使用できる機材等が制限をされまして、また、一般の公園利用者の皆様方への安全配慮にも万全を期す必要があるため、約10カ月程度の工期となる見込みであり、年度内での工事完了が困難となることから、工事請負費を繰り越しさせていただくものでございます。

なお、改修工事につきましては、年明けの入札により、2月ごろから実施をしたいと考えておりますけれども、できるだけ早期の完成に向け、工事を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどをよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上が12月補正予算及び繰越明許についての説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回の赤坂台の整備なんだけれども、これは今までの説明の中では、こ
とし中にはできるというような話を当初はやっていなかったですか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 恐らく前々回の委員会だったと思いますけれども、6月に補
正をさせていただいて設計業務を発注した中で、できれば年度内に工事が終われば、よりベ
ストだというふうな話はちょっとさせていただいたと思いますけれども、ただ、現状的に、
ちょっと設計業務を10月末までの業務委託期間でさせていただいて、その後、工事発注と
いうような形になりますので、今回、ご説明、今させていただいたように、繰り越しになる
可能性はあるというふうな説明を、前々回、たしかさせていただいたと思います。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

それで、一応10カ月というふうな目標なんだけれども、入札は今から始まりますか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 先ほども説明させていただきましたけれども、年明け1月の
入札で、工期のほうを2月からという形で考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 大体目標としてはどのくらいに完成を考えていますか。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 1月入札の結果で業者を選定しまして、2月から約10カ月
ということで11月ぐらいになるかと思いますが、先ほどもご説明したとおり、できるだ
け早く完成ができればというふうに考えておりますので、業者のほうとまた工期日程等を調
整しながら、少しでも早く開放できればと考えております。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、一応工事に入った場合、あそこの使用というか、それはクロ
ーズというか、立入禁止とか、そういう時間もあるのか。その辺のところの進行状況はどん
な状況なんですか。そのまま使いながらやるのか、それとも一時閉鎖して工事をやるとか、

そういう時間もあるのかな。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 今考えておるのが、公園の一般利用者の方も数多くいらっしゃいますので、特に芝生広場については、グラウンドゴルフで開放をさせていただいておりますので、グラウンドゴルフ利用が月、約ですけれども、60回ぐらい使用しているというふうな状況でございますので、全くそのグラウンドゴルフをされている方々に、10カ月間、そこを使えませんよというふうなわけにはいきませんので、芝生広場については基本、開放をしながら、園路の部分を作業ヤードとして囲って、その中で、先ほど冒頭ご説明させていただいたように、非常に園路の部分が、平均で約3メートルぐらいしかない狭い園路になっていますので、そこに入れるトラックだとか、ダンプだとか、重機、機械が限られたものになってしまいますので、ほかの公園利用者に危険の及ばないように万全を期しながら、グラウンドゴルフ、あるいは遊具のあるところも開放しながらというような形で。一時的には使えなくなる部分もあろうかと思っておりますけれども、特に展望塔のところにトイレがございますので、展望塔の周りの工事をやる際には、ちょっと細かな調整をしなきゃいけないかなというふうに今考えておるところです。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 大事なことは、園路が800メートル、1周、あそこの改修が主なあれになると思うんだけど、あそこを利用している人も結構多いじゃん。あそこを工事するということになると、あそこはほとんど使えない状況になるじゃないかなと思うんだよね。やるとすれば一気にできないし、部分的にやっていくんじゃないかと思うんだよね、施工を。そうすると、あそこを一時、園路は使用禁止というか、そんな形の中でいくのかなと思うんだけど、その辺のところのあれはどうなるの。

○委員長（金丸 寛君） 堤係長。

○まちづくり推進係長（堤 貞治君） お答えをいたします。

先ほど課長の説明もありましたとおり、部分的になりますので、工事によっては全く走れない。園路、今、走っている方がいると思うんですけども、部分的に改修をしていくに当たって、今ウレタンの舗装が、あれがひび割れが起こっていますので、あれをはぎ取った後には、恐らくは走れないのかなというふうに考えておりますけれども。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応、そういう事態も想定できる。利用者もいるじゃんね。だからそういうことに関しては、やっぱりある期間を持って、この間とこの間は、園路のランニングはウレタン工事をやるからできないよというような、そういう周知というか、そこら辺も今後、できるだけ短い期間でできるように。当然、しなきゃならんと思うんだよね。グラウンド周知のほうもしっかりやってもらいたいと思う。その辺はどう。

○委員長（金丸 寛君） 箭本課長。

○都市計画課長（箭本 太君） 工事のお知らせにつきましては、1月号の広報紙のほうに公示のご案内をさせていただき予定でございます。あわせて、今お話にも出ましたけれども、市のホームページのほうでも工事の内容についてお知らせをしていきたいなというふうに考えております。また、公園の中にも、立て看板的なものになるかと思っておりますけれども、事前に、この期間こういった工事でご不便をかけますというふうなことでご案内をさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その工事なんですけれども、1周800メートルぐらいのエリアを全部一遍に使用禁止というか、そういう形にするんですか。

○委員長（金丸 寛君） 堤係長。

○まちづくり推進係長（堤 貞治君） 全部一遍にはできませんので、安全対策をとりながら、区間を区切りながら工事を行っていくという形になります。お願いします。

○委員長（金丸 寛君） はい。

○委員（加藤敬徳君） じゃ、その場合に、例えば工事している区間を、工事していないところ回ると思うんですよ、走っている方が。そのかわりにちょっと抜け道じゃないですけども、そういう配慮したりするんでしょうか。

○委員長（金丸 寛君） 堤係長。

○まちづくり推進係長（堤 貞治君） 場所によって迂回路をつくれる場所があれば、そういったもの等の迂回路をつくったりとかして、そういう場所ができなければUターンをすとか、そういったことを考えていきたいと思っております。

○委員長（金丸 寛君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 07分

再開 午後 零時 08分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

初めに、先ほどの五味議員の質問に対する答弁を行います。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほどはどうもすみませんでした。

それでは、先ほど五味議員からありました違約金の件について回答させていただきます。

違約金につきましては、違約金の額について、指定開始日までの間の場合は、指定開始日の属する事業年度、指定開始日以後の場合は、本業務を実施しなくなった日の属する事業年度の提案書収支計画の収支差額の10%に相当する額とし、乙は甲の請求の日から30日以内に支払うものとするとしております。

こちらにつきましては、収支計画書というのを、決める前に、5年に一度出していただくんですけども、参考までに31年度につきましては、収入が7,040万2,000円、支出が6,925万円と、その差額が115万2,000円となっております。こちらの10%ということですので、31年の場合は11万5,200円が違約金の額となります。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） よろしいでしょうか。

それでは、農林振興課より、6款農林水産業費、1項農業費について説明を求めます。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） それでは、農林振興課から12月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、補正前の額が9,403万

2,000円に対しまして593万5,000円の増額をお願いし、9,996万7,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、国県支出金につきましては、農地集積集約化対策事業費補助金、そのほかは一般財源でありまして、07有害鳥獣捕獲等対策事業が108万円、11一般農業振興費が151万2,000円、17農地集積集約化対策事業が334万3,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

07有害鳥獣捕獲等対策事業につきましては、9月補正の際にも増額補正をさせていただきましたが、9月30日、10月1日の台風24号の影響により、別の場所におきまして木々の倒木により破損した箇所が発見されたため、9月に引き続き鳥獣害防止柵の2カ所の修繕に係る経費をお願いするものでございます。

次に、11一般農業振興費につきましては、ブルーアース敷島店の西側の貢川の中央自動車道の高架下に自動点灯堰がございますが、ゴムの経年劣化により取水できない状況になったため、取りかえを行うための経費をお願いするものでございます。

次に、17農地集積集約化対策事業につきましては、農地中間管理機構へ貸し付けを行う農地について、整備を補助する機構借受農地整備事業において、新たに3件要望がありますので、整備のための工事費に増額及び地域集積協力金の執行額の確定に伴う減額補正でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、6目中北部活性化事業費につきましては、補正前の額が2,391万1,000円に対しまして40万9,000円の増額をお願いし、2,432万円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全額県補助金の山梨農業農村総合支援事業費補助金でありまして、01中北部活性化事業40万9,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、山梨農業農村総合支援事業を活用し、ゆうのう敷島が梅漬けの真空包装機等を購入する費用の2分の1を補助金として交付するものでございます。

以上で12月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、農林振興課関係の質疑を終了します。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩します。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 零時 15分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、下水道課より、8款土木費、4項都市計画費について説明を求めます。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、下水道課より、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

1番下の段になりますけれども、8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費の28繰出金1,867万2,000円につきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

詳細につきましては、この後、下水道事業特別会計補正予算でご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（金丸 寛君） これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、下水道課関係の質疑を終了します。

以上で議案第65号の質疑を終了します。

これより議案第65号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第65号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第65号を終了します。

次に、議案第69号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

寺島下水道課長。

○下水道課長（寺島 信君） 続きましてよろしくお願いたします。

それでは、下水道事業特別会計の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案集の43ページをお願いいたします。

議案第69号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,395万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入からご説明させていただきます。

補正予算説明書の60、61ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金1,867万2,000円の減額につきましては、前年度からの繰越金を増額するために減額をするものであ

ります。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1,987万2,000円の増額につきましては、繰越金の確定に伴う増額補正でございます。

続きまして歳出でありますけれども、補正予算説明書の62ページ、63ページをお願いいたします。

2款事業費、2項公共下水道費、1目公共下水道費、右側説明欄になりますけれども、02公共下水道維持管理費120万円の増額につきましては、本年9月に発生いたしました台風24号によります落雷及び停電の影響で、敷島地区大下条第1ポンプ場と、双葉地区旭台第2ポンプ場の2カ所の自動通報装置が故障したため、その修繕費の増額補正をお願いするものでございます。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、一般会計繰入金1,867万2,000円の減額をいたしまして、一般財源を増額するための財源更正でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 台風のために機器が破損したということなんだけれども、どういう状況で、水が大量に流れたのか、そういう原因とか、その辺をちょっとご紹介いただけますか。下水道の管の中かもしれない、すみません。

○委員長（金丸 寛君） 中島下水道施設係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） 今回の機器の異常なんですけれども、マンホールポンプとって、低いところから高いところにポンプを据えつけてあるんですけれども、そのポンプの異常通報装置、ポンプ自身は正常に、マンホール内に汚水がたまって高くなればポンプが動いて、ずっと送り出して少なくなるんですけれども、それが正常に動いているかどうかという通報装置が、電気が停電があったりということで、異常があれば市のほうに連絡が自動で入るような形になっているんですけれども、その通報装置のほうで、電気の停電、落雷の

影響で、通報がこちらに来なくなりました。その通報装置を修繕するという箇所が2カ所発生したということで、今回その修繕料を補正させていただくということで、故障の原因が、停電や落雷の電気の影響で、通報装置、電気の電話の回線、そういったものがちょっと途切れてしまって、そのシステムが故障してしまったということで修繕させていただくということになっております。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと確認しますが、そうすると機器については破損はなかったけれども、その周辺、連絡であるとか、通報システムというのか、そちらのほうを修繕するための費用ということでいいですか。

○委員長（金丸 寛君） 中島係長。

○下水道施設係長（中島茂樹君） そのとおりであります。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（金丸 寛君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸 寛君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、議案第69号の質疑を終了します。

これより議案第69号 平成30年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第69号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第69号を終了します。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

以上で議案審査を終了します。

ここで職員退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 24分

再開 午後 零時 25分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

次に、日程の3、「竜王駅魅力発信協議会との意見交換会」の意見集約についてを行います。

前回の委員会で、当局への申し入れの文面については、正副委員長で案を作成し、本日の委員会で文面の協議を行うことになっておりますので、申し入れ案を事務局に朗読させます。中込書記。

○書記（中込美智子君） それでは、朗読をさせていただきます。

建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ（案）。

建設経済常任委員会では、10月25日、竜王駅魅力発信協議会と意見交換会を行いました。今回の意見交換会において、竜王駅魅力発信協議会が本市の観光振興など、地域活性化の向上を図る活動を展開していることを再認識すると同時に、諸課題についても情報共有することができました。

その中で出された意見等を本常任委員会において協議した結果、次の事項について建設産業部に申し入れをいたします。

1、イルミネーション事業継続のための財源確保等について。

主要事業である竜王駅森のイルミネーションは、開始から9年が経過し、設備の劣化が進んでおり、補修費用等の確保が必要である。このため、市民も一体となった募金活動の実施など、新たな試みを検討され、この事業が甲斐市のシンボルとなり、竜王駅周辺、ひいては甲斐市全体の活性化につながる形となるよう、財源確保による事業費の増額を要望する。

2、竜王駅の意匠に関する制約等の本常任委員会への報告について。

竜王駅魅力発信協議会では、竜王駅の意匠に関する制約の中でさまざまな事業を展開して

きたが、この制約により、新たな事業提案や事業実施が困難であるとの意見提言があった。については、今後の竜王駅活用等について、本常任委員会としても竜王駅魅力発信協議会や当局とともに、どのように取り組んでいくか検討が必要であることから、本常任委員会への竜王駅の意匠に関する制約内容及び安藤忠雄建築研究所とのこれまでの協議経緯等について報告を求める。

平成30年12月11日。

建設産業部長下笹俊彦様。

甲斐市議会建設経済常任委員会委員長金丸寛。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸 寛君） ありがとうございます。

朗読が終わりました。

どなたかご意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 内容、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） ご異議なしと認め、この内容で決定しました。

それでは、この後、申し入れを行います。

ここで暫時休憩し、当局が入室いたします。

休憩 午後 零時 28分

再開 午後 零時 30分

○委員長（金丸 寛君） 会議を再開します。

それでは、建設産業部長へ申し入れを行います。

建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ。

建設経済常任委員会では、10月25日、竜王駅魅力発信協議会と意見交換会を行いました。今回の意見交換会において、竜王駅魅力発信協議会が本市の観光振興など、地域活性化の向上を図る活動を展開していることを再確認すると同時に、諸課題についても情報を共有することができました。

その中で出された意見等を本常任委員会において協議した結果、次の事項について建設産業部に申し入れをいたします。

1、イルミネーション事業継続のための財源確保等について。

主要事業である竜王駅森のイルミネーションは、開始から9年が経過し、設備の劣化が進んでおり、補修費用等の確保が必要である。このため、市民も一体となった募金活動の実施など、新たな試みを検討され、この事業が甲斐市のシンボルとなり、竜王駅周辺、ひいては甲斐市全体の活性化につながる形となるよう、財源確保による事業費の増額を要望する。

2、竜王駅の意匠に関する制約等の本常任委員会への報告について。

竜王駅魅力発信協議会では、竜王駅の意匠に関する制約の中でさまざまな事業を展開してきたが、この制約により、新たな事業提案や事業実施が困難であるとの意見提言があった。については、今後の竜王駅活用等について、本常任委員会としても竜王駅魅力発信協議会や当局とともに、どのように取り組んでいくか検討が必要であることから、本常任委員会への竜王駅の意匠に関する制約内容及び安藤忠雄建築研究所とのこれまでの協議経緯等について報告を求める。

平成30年12月11日。

建設産業部長 下笹俊彦様。

甲斐市議会建設経済常任委員会委員長 金丸寛。

よろしく申し上げます。

○建設産業部長（下笹俊彦君） 貴重なご意見をありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸 寛君） 以上で「竜王駅魅力発信協議会との意見交換会」の意見集約についてを終了します。

次に、日程の4、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸 寛君） 事務局から、その他ありましたらお願いいたします。

中込書記。

○書記（中込美智子君） 今回の建設経済常任委員会は、1月15日火曜日午後1時30分から行います。現地視察を予定しておりますので、準備をお願いいたします。

以上です。

○委員長（金丸 寛君） 1月15日ということで、ご確認願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 35分